参考資料 1

○久喜市児童福祉審議会条例

平成２２年3月２３日

条例第１１９号

（設置）

第１条　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第８条第３項及び子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第７２条第１項の規定に基づき、久喜市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　審議会は、市長の諮問に応じ、児童の福祉に関する事項及び子ども・子育て支援に関する事項について調査審議する。

（組織）

第３条　審議会は、委員１６人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）　児童福祉関係者

（２）　教育関係者

（３）　保育所関係者

（４）　学識経験者

（５）　子どもの保護者

（６）　公募による市民

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第５条　審議会に、会長及び副会長各１人を置き、委員の互選によってこれを定める。

２　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　審議会は、会長が招集し、その議長となる。

２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（関係者の出席等）

第７条　審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第８条　審議会の庶務は、こども未来部子育て支援課において処理する。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、平成２２年３月２３日から施行する。

附　則（平成２５年７月８日条例第４３号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（任期の特例）

２　この条例による改正後の久喜市児童福祉審議会条例第３条第２項第５号の規定により最初に委嘱された委員の任期は、同条例第４条第１項本文の規定にかかわらず、当該最初に委嘱された際現に同条例第３条第２項の規定により委嘱されている委員の任期と同時に満了するものとする。

附　則（平成３１年３月２５日条例第２号）

この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則（令和４年１２月２３日条例第３２号）抄

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月２２日条例第１１号）抄

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和５年１２月２５日条例第３１号）抄

（施行期日）

１　この条例は、令和６年４月１日から施行する。